

平成 2 5 年 9 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 5 年 9 月 1 2 日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年－19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合 せと3号機の建設凍結を求 める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取 県実行委員会	○島根原子力発電所については、国の責務として、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 ○国に対する要望事項 【主な要望内容】 ①福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。 ②福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ③原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。 ④原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗も状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ⑤原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 【時期】平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31 平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20 ○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。 ○なお、中国電力に対しては、県及び米子市、境港市との間で平成23年12月に締結した「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」について、平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により鳥取県がUPZ（緊急時防護措置準備区域）に位置づけられたことを踏まえ、原子力施設の変更計画等に係る事前了解等に関し改めて協議を行い、平成25年3月15日に立地自治体並みの運用とすることを文書で確認した。